

開催年月日 令和3年11月9日(火)  
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員  
 答弁者 地域保健課長 千葉 修

質問内容	答弁内容
<p><b>二 保健所体制等について</b>  <b>(一) 保健所の保健師数および会計年度任用職員保健師数について</b>                      昨年度の保健所の正規職員の保健師の定数及び実人数についてお示しいただくとともに、会計年度任用職員についてもお示しください。</p> <p><b>【指摘】</b>                      このような感染流行下で職員の欠員の補充も、会計年度任用職員の確保も容易でないと思います。定数そのものの増員と、それから道職員として様々な部署で保健師の専門性を活かした職務に就くと、そういう雇用が有効であるということを指摘しておきたいと思います。</p> <p><b>(二) 保健所の業務担当について</b>                      保健所における保健師の職務内容の分担についてありますが、各保健師が地区担当制だったんですが、2004年度に大きく組み替えられて、感染症、精神保健、母子保健など分野ごとの業務担当に変更になっています。                      しかし、2014年度にまた地区担当制に戻しております。昨年度の保健所保健師の配置はどういう部門に分かれ、それぞれ何人だったのか。感染症対応に関わる部門が分かるようお示しください。</p> <p><b>【指摘等】</b>                      2004年、業務担当制にしたんですけれども、やはり私は地区担当の方が今の答弁を聞いても合理性があるのかなというふうに思います。しかし、当時、業務担当制にしたことが、保健所体制を大幅に変えた、そういう理由になっていたというふうに認識しております。結果として地区担当の方がよかったということですので、現場の声を活かした職場づくりということで進めていただきたいと思います。</p>	<p><b>【地域保健課長】</b>                      保健所の保健師数等についてでございますが、令和2年度の道の保健所保健師は、定数が250人、4月1日時点での実人数が233人、これとは別に、新型コロナウイルス感染症対策のために任用した会計年度任用職員が、保健師や看護師等をあわせて、令和3年3月時点で57人となっているところでございます。</p> <p><b>【地域保健課長】</b>                      道立保健所保健師の配置についてでございますが、道立保健所では、感染症対策や精神保健、難病対策や母子保健対策等、対人支援サービスを中心とした業務を所管する健康推進課と、市町村保健活動に対する技術支援や各種計画の推進、地域保健関係職員の人材育成等を所管する企画総務課の2課に、保健師を配置しておりまして、令和2年度の配置数は、4月1日現在で、健康推進課が183人、企画総務課が50人となっているところでございます。                      なお、感染拡大時には、企画総務課の保健師も感染症対策に従事し、全所体制で、新型コロナウイルス感染症に対応してきたところでございます。</p>